

法学委員会「生殖補助医療と法」分科会 (第25期・第3回) 議事要旨

1. 会議名

法学委員会 生殖補助医療と法分科会 (第25期・第3回)

2. 日時

令和3年6月6日(日) 16時00分～18時00分

3. 会場

Zoomによる遠隔会議

4. 出席者

石井 哲也、久具 宏司、小浜 正子、後藤 弘子、建石 真公子、柘植 あづみ、
西 希代子、二宮 周平、早川 眞一郎、水野 紀子、三宅 秀彦、吉沢 豊予子、米村 滋人
[欠席者：なし]

5. 議題

- 1) 久具宏司委員による報告及び議論
- 2) 前回議事要旨の確認
- 3) その他

- 1) 資料1：法学委員会生殖補助医療と法分科会(第25期・第3回)議事次第
- 2) 資料2：法学委員会生殖補助医療と法分科会第2回議事要旨(案)
- 3) 参考資料(机上配布)：建石真公子「『生殖補助医療の親子関係法』の制定
一人権の観点からの問いかけ」時の法会2121号(2021年)

7. 議事要旨

(1) 議題1)

久具委員より、「生殖補助技術の拡大と社会の変容」と題し、卵子の凍結保存、とりわけ、医学的適応のない卵子凍結保存(Non-medical freezing)の現状と問題点に関する報告が行われた。諸外国における卵子の凍結保存の規制状況、意識調査の結果、国内外の少子化・晩産化の実態等の現状分析、卵子の凍結保存の長所・肯定的意見(女性の自己決定に基づく妊娠時期の選択等)と短所・否定的意見(凍結卵子による妊娠の不確実性、ハイリスク妊娠の可能性、出生児のリスク等)の紹介等をふまえた問題点の提示のほか、医学的適応の判断・線引きの難しさ、凍結保存をめぐる未検討の課題(取り違え、未使用凍結卵子の保管・利用、凍結期限)等を主な内容とするものであり、卵子の凍結保存が少子化対策にはなり得ないこと、不妊治療を受けなくてすむ社会(妊孕性に関する知識の共有等

を含む)を目指すのが望ましい等の見解も示された。さらに、第三者が関与する生殖補助医療の問題点の整理、着床前診断の最近の動向等にも言及され、「いつでも、好みの時に、好みの子どもを、作ることができる」という近未来の生殖補助医療(生殖補助医療「技術」)の姿、「こどもは、『さずかる』ものから、『つくる』ものへと着実に変わってきている」等の指摘で結ばれた。

久具委員による報告の後、卵子凍結保存に関する規制の根拠・困難性、妊孕教育の必要性、凍結卵子の自己利用以外の利用方法・規制に関する検討の必要性、卵子の老化に関する情報の扱い、卵子の凍結保存が女性の権利保護につながるのか否か(産む方向への圧力につながる可能性)、子をはじめとする関係者への説明方法・責任(出自を知る権利・利益への配慮を含む)、医学的適応の判断基準等をめぐって、活発な質疑応答、意見交換等が行われた。

(2) 議題2)

前回分科会の議事要旨につき、次回分科会までに、異議、修正依頼等がなかった場合は、承認されたものとして扱うこととされた。

(3) 議題3)

水野委員長より、予算の関係上、分科会の開催可能回数に上限あること(委員に手当を支給する場合)等の説明が行われた。

次回分科会の内容及び時期等については、メール等にて相談するものとされた。